

就学相談に関するQ & A

Q1 いつ頃、大崎市教育委員会の就学相談に行けばよいのでしょうか。

A1 気になることがある場合は、年中組から就学相談に対応しています。年長組になってすぐにご相談いただけると、入学までの準備や学校見学等について一緒に考えていきます。医療的ケア(喀痰吸引や導尿等)が必要な場合は、早めにご相談下さい。

Q2 大崎市教育委員会の就学相談前はどこに相談すればよいのでしょうか。

A2 お子さんの成長や小学校、義務教育学校入学に当たって心配なことがあれば、市の保健師や在籍幼稚園・保育所職員等に早期に相談をすることができます。必要に応じて、医療機関などの専門家に相談することもできます。

Q3 入学予定の小学校(学区の指定校)への相談や見学に行くには、どこに連絡すればよいのでしょうか。

A3 入学予定の小学校、義務教育学校に直接連絡します。大崎市教育委員会就学相談担当や市の保健師、在籍幼稚園・保育所などに連絡をお願いしてもかまいません。心配なことがある場合は、早めに相談してください。

Q4 特別支援学級や特別支援学校には、希望すれば入れるのでしょうか。

A4 大崎市就学支援審議会での総合的判断が必要です。特別支援学校については、特別支援学校で行う学校説明会への参加や教育相談の実施が必要です。

Q5 教育支援員を1名配置してほしいのですが、できますか。

A5 一人の児童に専門の支援員を配置することはできません。大崎市の教育支援員は、学校の状況に応じて配置され、複数学級において複数の児童生徒への支援を行っています。また、配置されない学校もあります。



支援を必要とするお子さんに関する行政窓口

健康推進課または各総合支所市民福祉課

〔健康推進課〕 TEL 0229-23-2215

〔松山〕 TEL 0229-55-2114

〔三本木〕TEL 0229-52-2114

〔鹿島台〕TEL 0229-56-7114

〔岩出山〕TEL 0229-72-1212

〔鳴子〕 TEL 0229-82-3131

〔田尻〕 TEL 0229-38-1155

妊娠・出産・子育てに関すること

子育て支援課

TEL 0229-23-6045

学童保育、放課後児童クラブに関すること、児童手当等各種手当の給付に関すること

高齢障がい福祉課 障がい福祉担当

TEL 0229-23-2167

障がい児の手帳、放課後等デイサービス、短期入所に関すること

大崎市教育委員会 学校教育課 (本庁舎 3階)

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229-23-2212 FAX 0229-23-1011



令和7年4月発行

保護者の皆様へ

大崎市教育委員会

よりよい就学に向けて



こんなことはありませんか

- ・ 気が散りやすく、集中できる時間が短い。
- ・ 多動で落ち着きがない。
- ・ 自分だけの世界を持っている。
- ・ 友達とのトラブルが多い。
- ・ 聞き違いや聞きもらし、聞き返しなどが多い。
- ・ 服の前後や靴の左右を間違えることがよくある。
- ・ 三角△やひし形◇をまねして書くことが難しい。
- ・ 人との関わりや集団生活が苦手である。
- ・ 視力が極度に弱く、定期的に医師に相談している。
- ・ 医師の治療や生活規制が必要である。
- ・ 聞こえに心配があり、定期的に医師に相談している。
- ・ 手足や身体が不自由であり、医師に相談したりリハビリに通ったりしている。
- ・ 目線が合わない。
- など

就学相談ができます

小・中学校、義務教育学校入学に向けて、支援を必要とするお子さんの適切な就学先について相談します。お子さんに合った学びの場(通常の学級、特別支援学級、特別支援学校)について、本人や保護者の思いや願いを聞きながら一緒に考えていきます。大崎市教育委員会就学相談担当の他、保健師、在籍幼稚園、保育所等の先生にもお出でいただき、それぞれの立場の専門性を生かしながら相談を行います。

多様な学びの場があります

大崎市教育委員会管轄

通常の学級

- 集団の中で、学級担任が配慮しながら、指導・支援を行います。
- 上限40名の集団の中で通常の教科の指導を行います。(小学1～6年生、中学1年生は35名)

通級による指導

- 通常の学級に在籍し、週に数単位時間、別室で少人数での指導を受けます。
- ①ことばの教室(発音、話し方の指導)
- ※1年生で言語検査を行い、2年生から通級開始。
- ②LD等通級教室(ソーシャルスキル等、お子さんの特性に応じた指導)

※教科の補充学習を行う教室ではありません。
※全ての学校に設置される教室ではありません。

特別支援学級

- 一人一人の障がいに応じた学習内容が設定されます。お子さんのペースに合わせて学習していきます。障がいの種類別の少人数学級です。(一学級あたりの上限は8名)
- 〔対象〕弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害の6種類

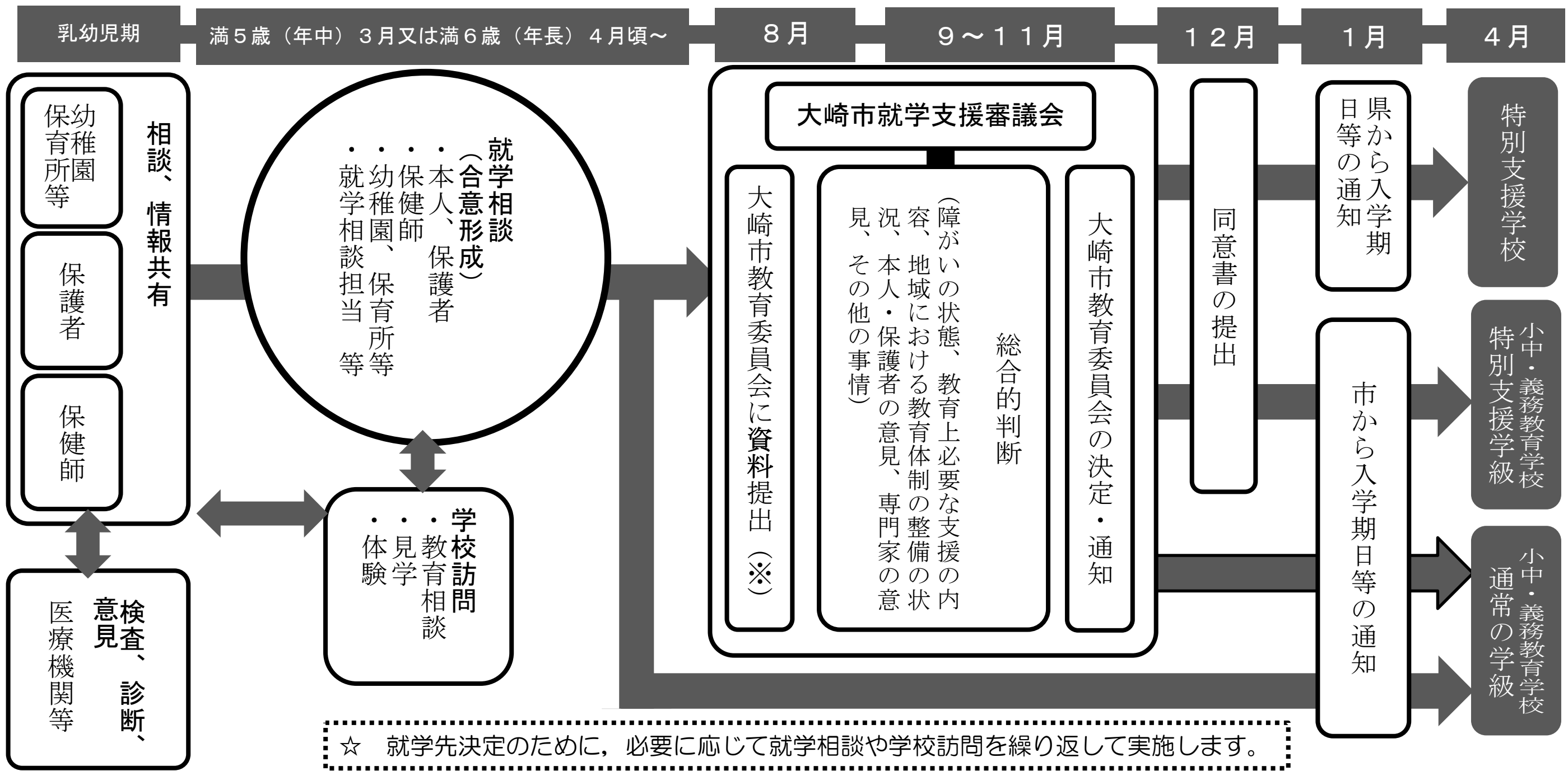
特別支援学校

宮城県教育委員会管轄

- 一人一人の障がいの特性を十分に理解し、個に応じた学習内容が設定されます。実際の体験を重視した学習を行い、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けていきます。
- 専門性が高く、小学部から高等部まで一貫した教育を受けることができます。
- 〔対象〕視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5種類

支援を必要とするお子さんの小中学校，義務教育学校入学・入学後の流れ

ご入学
おめでとう



【大崎市教育委員会での就学相談】

☆随時

就学相談は，お子さんが年中，年長組になる頃から受け付けております。就学に当たって心配なことがあれば，もっと前にお出でいただいてもかまいません。

☆7月頃

専門的な立場の方も加わり，数日間特定の日就学相談を行います。詳しくは幼稚園，保育所等に通知します。

☆10～11月頃

就学時健康診断において希望者に就学相談を行います。入学後の学習や生活についての相談に対応します。就学時健康診断は学区ごとに実施します。案内は各ご家庭に郵送されます。

【学校での教育相談】



☆入学前

①随時

各学校の教頭先生にご連絡ください。学校行事等の状況により日程を調整して行います。

②2月頃

一日入学（入学説明会）において，希望者を対象に教育相談を行います。1月中旬頃から下旬頃までに，学区の学校から案内が届きます。（実施しない学校もあります。）

〔注意〕入学通知書は市町村教育委員会から郵送されます。特別な理由で指定された学校以外に入学する場合は，指定校変更の手続きが必要です。

☆入学後

担任や特別支援教育コーディネーター等と教育相談を行います。特別支援学級在籍児童生徒については，年度ごとに教育相談を行い，就学先について見直します。

※教育委員会に提出する資料について

お子さんの適切な就学先を審議するために，お子さんの状況を判断できる資料が必要になります。

●医師の意見書または診断書

特別支援学校または特別支援学級を希望する場合は，大崎市では必ず提出して頂くようになりますので，早期に医療とつながりをもつなど準備をお願いいたします。

●発達検査や心理判定の結果

●障害者手帳（身体・療育・精神）

●その他お子さんの状況がわかるもの

⇒これらの資料は在籍の保育園・幼稚園に提出してください。